

福祉



手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給月です。振込み予定日は、12月25日(金)です。ご確認ください。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

市では、軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入、または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

対象児童 次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 市内に住所を有する18歳未満の方
 - ② 聴力レベルが30デシベル以上の方
- で身体障害者手帳の交付の対象とならない方

③ 医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果

④ 対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

助成額 補聴器購入(修理)費基準

額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。申請手続きや必要書類等、詳細につきましてはお問い合わせください。

※事前申請の制度です。必ず購入前にご相談ください。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

税



家屋の取り壊し等・土地の利用状況の変更をお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和2年12月末日までに、

- ・ 家屋の全部、または一部を取り壊した場合
- ・ 新増築された場合
- ・ 未登記家屋を名義変更した場合
- ・ 土地の利用状況を変更した場合、

税務課(本庁舎)まで連絡してください。

連絡がない場合、固定資産税の課税でご迷惑をおかけすることがありますので、連絡をお願いします。

問合せ 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

市役所(本庁舎)申告会場における令和2年分確定申告の受付方法の変更等についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、待合室での混雑、密を回避するため、作成済申告書の職員による検算を、令和2年分の確定申告から廃止します。

そのため、完成された申告書をお持ちの方は、確定申告書を申告会場内の税務署提出用投函箱へ投函していただくか、直接、津島税務署へ郵送してください。

なお、どうしても検算を希望される場合は、一般受付の順番でお待ちいただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

また、七宝地区の事前相談会場について、令和元年度まで、高齢者生さがいセンターで相談会を実施していましたが、待合席を十分な間隔で確保できないため、今年度から七宝総合体育館に会場を変更しますので、お間違いのないようお願いいたします。

なお、当会場には暖房がないため、防寒対策をしてお越しください。詳細は広報あま令和3年1月号及び2

月号をご覧ください。

問合せ 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

健康



献血にご協力ください

血液は人工的に作る事ができず、長期保存もできません。病气やけがで血液製剤を必要とする方々は、皆さんの善意の献血で救われています。献血は命を救う身近なボランティアです。皆様の協力をお願いします。

日時 12月14日(月)

- ① 午前9時30分～11時45分
- ② 午後2時～4時30分

場所

- ① 市役所基目寺庁舎
- ② 美和保健センター

※受付は400mlのみです。

問合せ 健康推進課

☎444・1177

FAX 443・5461

救急医療情報キットを配布して います

健康上不安のある方を対象に、救急医療情報キットを配布しています。救急医療情報キットは、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。

これにより、病气やけがなどで救急隊が駆け付けた時に、傷病者に関する正確な医療情報等を確認することができ、救急隊による迅速な救急活動・救急搬送を行うことができます。

配布場所 甚目寺・七宝・美和保健センター、甚目寺・七宝・美和市民サービスセンター
※代理の方でも可能です。



問合先 甚目寺保健センター

☎443・0005

FAX 443・5461

都市計画



名古屋都市計画 生産緑地地区の変更案の縦覧

生産緑地地区の変更案を次のとおり縦覧します。

縦覧期間中、この案に意見のある方は市に対して意見書を提出することができます。

縦覧期間 12月1日(火)～15日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜を除く)

縦覧場所

都市計画課(市役所本庁舎)

問合先 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

人権



あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員

人権について関心をもってもらえるような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

毎年12月4日～10日は人権週間

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員の退任及び新任のお知らせ

令和2年9月30日に任期満了で退任された人権擁護委員の鈴木妙子委員の後任として、令和2年10月1日付で犬飼喜美江委員が就任されました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

問合先 人権推進課 ☎444・0398 FAX441・8330

～ブルーリボンを知っていますか～

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者のご家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間には様々な行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

みんなの人権110番

☎0570・003・110

子どもの人権110番

☎0120・007・110

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

LINEじんけん相談@名古屋法務局

「SNS人権相談」を友達登録して
ご相談ください。

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 441・8330

